

議第73号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地域再生法の改正に伴い、移転型事業により新設又は増設した特別償却設備等に対する固定資産税を課税免除とするため改正しようとする。

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例（平成28年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(固定資産税の<u>不均一課税</u>)</p> <p>第2条 市長は、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>に従って、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した同条第2号に規定する特別償却設備設置者に対して課する固定資産税について<u>不均一課税</u>を適用する。</p> <p>2 当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税を、新たに課せられることとなった年度から3箇年度分に限り<u>不均一課税</u>とする。</p>	<p>(固定資産税の<u>課税免除又は不均一課税</u>)</p> <p>第2条 市長は、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>に従って、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した同条第2号に規定する特別償却設備設置者に対して課する固定資産税について<u>課税免除又は不均一課税</u>を適用する。</p> <p>2 当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）<u>（以下これらを「特別償却設備等」という。）</u>に係る固定資産税を、新たに課せられることとなった年度から3箇年度分に限り<u>課税免除又は不均一課税</u>とする。</p> <p><u>（課税免除）</u></p> <p><u>第2条の2 前条に規定する課税免除は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業により新設又は増設した特別償却設備等について適用する。</u></p>

(不均一課税の税率)

第3条 前条の規定により適用することとなる固定資産税の税率は、高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）第68条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業ごとに、当該各号の年度ごとに定める税率とする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業

ア 初年度分 100分の0

イ 第2年度分 100分の0.35

ウ 第3年度分 100分の0.70

(2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業

ア 初年度分 100分の0

イ 第2年度分 100分の0.467

ウ 第3年度分 100分の0.933

(申請書の提出)

第4条 前条の規定による不均一課税を受けようとする者は、毎年1月31日までに規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更事項の届出)

第5条 固定資産税の不均一課税を受けたもので、申請書の記載事項に変更があったときは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(不均一課税の税率)

第3条 第2条に規定する不均一課税は、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業により新設又は増設した特別償却設備等について適用し、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率は、高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）第68条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度ごとに、当該各号の定める税率とする。

(1) 初年度分 100分の0

(2) 第2年度分 100分の0.467

(3) 第3年度分 100分の0.933

(申請書の提出)

第4条 前2条の規定による課税免除又は不均一課税を受けようとする者は、毎年1月31日までに規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更事項の届出)

第5条 固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けたもので、申請書の記載事項に変更があったときは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(不均一課税措置の取消又は停止)

第6条 市長は、固定資産税の不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その不均一課税の措置を取り消し、又は停止することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 偽りその他不正な行為により不均一課税を受け、又は受けようとしたとき。

(4) (略)

(課税免除措置又は不均一課税措置の取消又は停止)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その課税免除又は不均一課税の措置を取り消し、又は停止することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 偽りその他不正な行為により課税免除又は不均一課税を受け、又は受けようとしたとき。

(4) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年6月1日以後に新設又は増設された新条例第2条第2項に規定する特別償却設備等（以下「特別償却設備等」という。）について適用し、同日前に新設又は増設された特別償却設備等については、なお従前の例による。

(高山市企業立地促進条例の一部改正)

3 高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(助成金の不交付)	(助成金の不交付)
第7条 (略)	第7条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 市長は、指定事業者が地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例（平成28年高山市条例第6号）第2条に規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された <u>固定資産税の不均一課税</u> を受けられると認めるときは、事	4 市長は、指定事業者が地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例（平成28年高山市条例第6号）第2条に規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された <u>固定資産税に</u> ついて、 <u>同条例第2条の2に定める課税免除</u>

業所等設置助成金のうち当該不均一課税を受けることにより減額される固定資産税相当額を交付しない。

又は同条例第3条に定める税率により不均一課税を受けられると認めるときは、事業所等設置助成金のうち当該課税免除又は不均一課税を受けることにより免除又は減額される固定資産税相当額を交付しない。